

大和川水系石川の洪水予報実施要領

大阪府都市整備部（以下「大阪府」という。）と大阪管区气象台気象防災部（以下「大阪管区气象台」という。）は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和8年5月 日）」（以下「協定」という。）に基づき、また「近畿地方整備局から大阪府及び大阪管区气象台への予測水位情報の提供に関する実施要領（令和8年5月 日）」を踏まえ、大和川水系石川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報を行う際に用いるデータ
大和川水系石川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、大阪府及び大阪管区气象台が近畿地方整備局河川部から予測水位情報の提供を受ける河川、その区間及び代表地点は付表2、それぞれの位置図は付図1のとおりとする。
2. 洪水予報への予測水位情報の活用
大阪府と大阪管区气象台は、近畿地方整備局河川部が提供した予測水位情報及び近畿地方整備局河川部による予測モデルの特性等に関する説明を踏まえて、洪水予報を行うものとする。
3. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。
連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、電話・FAXによるものとする。
4. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表3、付図2のとおりとする。
また、大阪府からの氾濫・決壊等の通報をもって発表するレベル5氾濫発生情報の通知先については、それぞれ付表3、付図2のとおりである。この情報は洪水予報と一体的に発表するものとし、その情報名に「レベル5氾濫特別警報」を付記するものとする。
なお、付表4に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。
5. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表5（1）に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想される時
 - イ 付表5（2）に示すいずれかの基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想される時
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。
6. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 発表形式には、XML形式とPDF形式があり、XML形式は気象庁防災情報XMLに基づく仕様とし、PDF形式の具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを



基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表につとめるものとする。

- (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (5) 石川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うものとし、その際、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、洪水予報の情報名を選定するものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区气象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみ(付表3で定めた伝達方法以外の手段)を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

この他、気象業務法第13条の2第6項から第8項の規定に基づき実施される情報提供、技術的助言の内容は、本項で定める洪水予報の内容を記載するために必要な情報及び助言とし、洪水予報の作業の中で実施するものとする。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、氾濫発生水位(氾濫開始水位)へ到達する場合にレベル5氾濫発生情報を発表する。また、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫発生水位(氾濫開始水位)への到達を3時間先までに予測した場合は、レベル4氾濫危険警報を発表する。さらに、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、レベル3氾濫警報を発表する。

氾濫による著しい危険が切迫していると認められ、河川管理者から氾濫等の通報があった場合においては、「レベル5氾濫発生情報」を発表しなければならない。また「レベル5氾濫発生情報」を発表する際は、「レベル5氾濫特別警報」を一体的に発表する。

この他、基準水位に達していなくても、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、相互の担当官署間で協議し、この表によらずに洪水予報(臨時の洪水予報)を発表できるものとする。

8. 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区气象台のデータの交換については、付表6の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により大阪管区气象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府及び大阪管区气象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪管区气象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表7）で代
行する。

9. その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図る
ものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項に
ついて一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領は令和6年3月29日に改正し、令和6年4月1日から実施する。

本要領は令和7年3月25日に改正し、実施する。

本要領は令和8年5月 日に改正し、実施する。

令和8年5月 日

大阪府都市整備部事業調整室長

岡部 哲夫



大阪府都市整備部河川室長

藤野 昭生



大阪管区气象台気象防災部予報課長

三村 恭則



付表1 情報システムにより交換されるデータに含まれる石川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
石川	河内長野	かわちながの	河内長野市日野	160

(2) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
石川	柏原	かしわら	柏原市安堂町 1-55 柏原市役所内	22
	富田林	とんだばやし	富田林市寿町 富田林土木事務所内	78
	千早	ちはや	南河内郡千早赤阪村 千早赤阪村役場内	115
	滝畑ダム	たきはただむ	河内長野市滝畑 1576-3	274
	関屋橋	せきやばし	河内長野市滝畑 239-1	289

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
石川	金剛大橋	こんごう おおはし	N: 34° 30' 04" E: 135° 36' 39"	富田林市 山中田町	1.40	2.00	2.20	2.40
	玉手橋	たまてばし	N: 34° 33' 58" E: 135° 37' 17"	藤井寺市 道明寺3丁目	2.70	3.90	4.60	4.80

(4) 大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位(m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1水位	レベル2水位
石川	関屋橋	せきやばし	N: 34° 22' 29" E: 135° 31' 17"	河内長野市 滝畑	1.00	1.50
	河南橋	かなんばし	N: 34° 31' 03" E: 135° 37' 02"	富田林市 川面町2丁目	1.30	1.60
	諸越橋	もろこしばし	N: 34° 27' 03" E: 135° 34' 26"	河内長野市 末広町	2.80	3.50

付表2 情報システムにより近畿地方整備局から提供される予測水位情報

(1) 予測水位情報の提供を受ける河川・区間

水系名	河川名	対象区間
大和川水系	石川	左岸：河内長野市高向1646番1地先町井大橋下流端から一級河川大和川への合流点まで 右岸：河内長野市高向1778番2地先町井大橋下流端から一級河川大和川への合流点まで

(2) 予測水位情報の提供を受ける代表地点

河川名	地点名		位置 (緯度経度)	所在地
石川	金剛大橋	こんごうおおはし	N:34° 30' 04" E:135° 36' 39"	富田林市山中田町
石川	玉手橋	たまてばし	N:34° 33' 58" E:135° 37' 17"	藤井寺市道明寺3丁目

付表3 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当機関・官署
河川情報センター	NTT FAX	大阪府
国土交通省大和川河川事務所	〃	〃
国土交通省近畿地方整備局	〃	〃
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	〃
陸上自衛隊第37普通科連隊	NTT FAX	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
	防災行政無線	大阪府
大阪府公園課	NTT FAX 防災行政無線	大阪府
大阪府富田林土木事務所	〃	〃
大阪府八尾土木事務所	〃	〃
藤井寺市	〃	〃
羽曳野市	〃	〃
富田林市	〃	〃
河内長野市	〃	〃
太子町	〃	〃
河南町	〃	〃

3	氾濫危険水位 (m)
レベル4	水位
	2.40
	4.80

50	氾濫水位 (m)
2	水位
50	
60	
50	

柏原市	〃	〃
松原市	〃	〃
八尾市	〃	〃
大阪市	〃	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
N T T 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表4 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
水防災情報システム (大阪府ウェブサイト)	関係機関のみを対象とした限定公開 (URL は非公表)

付表5 洪水予報作業の開始基準

(1) 洪水予報作業の開始基準雨量 (配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
石川	石川流域	3時間雨量 (実況2h+予測1h) 50mm 以上 3時間雨量 (実況3h) 50mm 以上

(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所 (基準観測所) と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
石川	金剛大橋	1.25m
	玉手橋	1.75m

表6 情報システム障害時に交換するデータ

(1) 大阪管区气象台から大阪府に通知するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報 (水防活動用)
イ	気象解説情報 (大雨、台風、低気圧、梅雨等)
ウ	解析雨量
エ	降水短時間予報、降水ナウキャスト
オ	次の水位観測所上流域の流域平均雨量 (前1時間実況、6時間先までの特別予測) 石川 金剛大橋、玉手橋

大阪府から大阪管区气象台に通知するもの

次の観測所の雨量 (前1時間実況)

観測所名	所在地
富田林	富田林市寿町
千早	南河内郡千早赤阪村
柏原	柏原市安堂町 1-55 柏原市役所内
滝畑ダム	河内長野市滝畑 1576-3
屋橋	河内長野市滝畑 239-1

イ 次の観測所水位（実況）

河川	観測所名	所在地
石川	金剛大橋	富田林市山中田町
	玉手橋	藤井寺市道明寺3丁目

付表7 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当官署	連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター

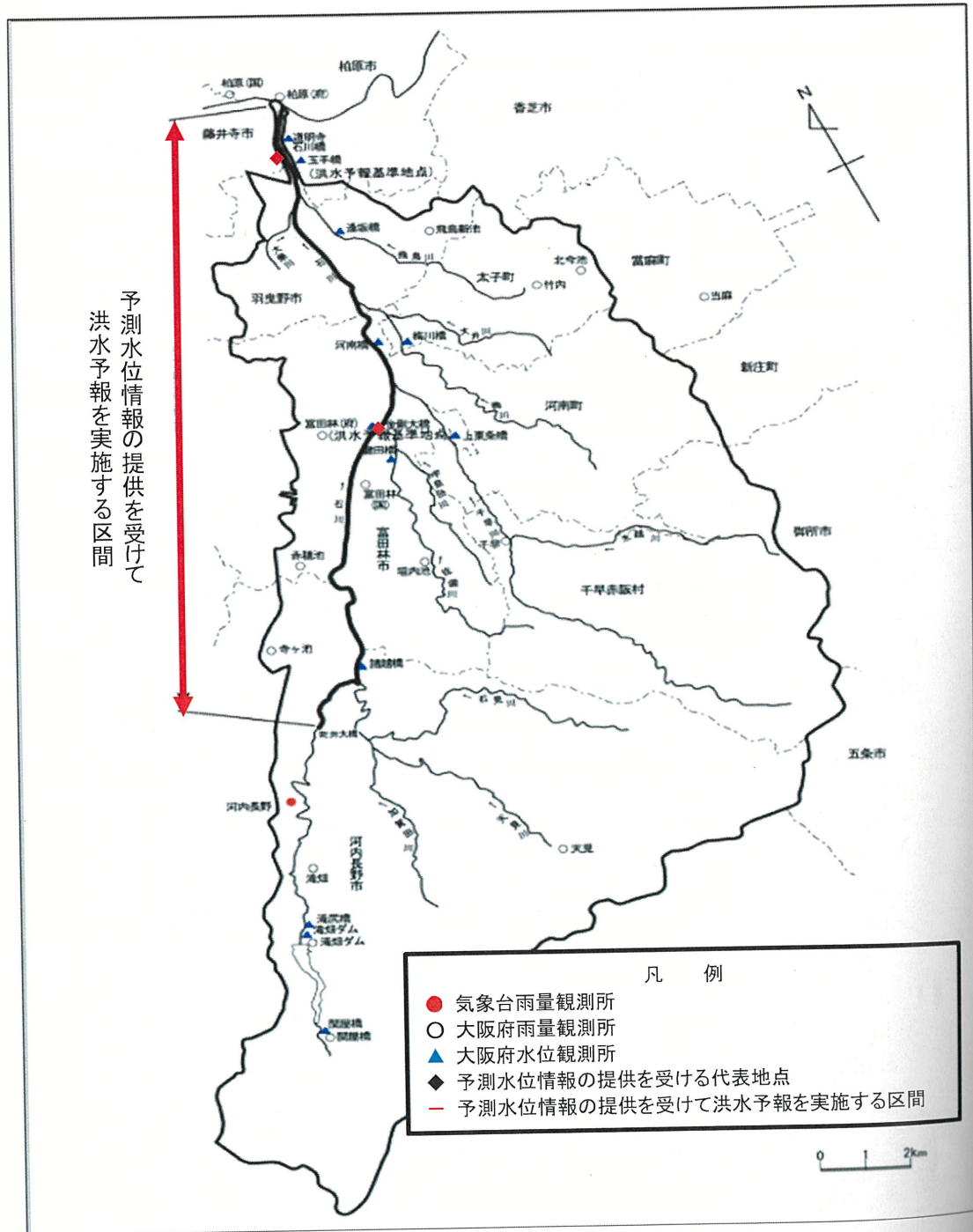
オ

—
—
—

mm 以上

—
—
—
寺

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所の位置図、並びに近畿地方整備局から予測水位情報の提供を受ける河川・区間及び代表地点の位置図



正規

付図3

大和川水系石川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)

大和川水系石川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
大阪府 大阪管区気象台 共同発表

市区町村ごとの警戒
受け持ち区間ごとの
想定される地区が含
警戒レベル相当早見
<https://www.river>

(雨量)
多いところでは
この雨は当分こ

流域
石川流

(水位または流

基準観測所

警戒

玉手橋
(藤井寺市)

基準観測所

警戒

金剛大橋
(富田林市)

・ゼロ点高に関
(参考)

(受け持

基準観測所

受け持ち区間

(見出し)

大和川水系石川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】玉手橋基準観測所(藤井寺市)受け持ち区間

これは、避難指示の発令の目安です。石川の玉手橋基準観測所(藤井寺市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。石川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、南河内郡太子町、南河内郡河南町、柏原市、大阪市、八尾市、松原市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】金剛大橋基準観測所(富田林市)受け持ち区間

これは、高齢者等避難の発令の目安です。石川金剛大橋基準観測所(富田林市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

大和川水系石川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新		更新	更新
基準水位観測所名		玉手橋	金剛大橋
対象河川		石川	石川
新着・更新	警戒レベル()相当		4
	水位又は流量	現況	4 (レベル4水位超過)
		予測	3 (レベル3水位超過)
更新	藤井寺市	4	3
更新	羽曳野市	4	3
更新	富田林市	4	3
更新	河内長野市	4	3
更新	南河内郡太子町	4	3
更新	南河内郡河南町	4	3
更新	柏原市	4	3
更新	大阪市	4	3
更新	八尾市	4	3
更新	松原市	4	3

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:34.501241700/lon:135.611113900/colord
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8606201400
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.611113900&y=34.501241700&z=13
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

